



後期高齢者医療制度のお知らせ

12月2日をもって、被保険者証の新規発行が終了します。令和7年7月31日までは、新たに後期高齢者医療制度に加入される方については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、はがきサイズの「資格確認書」が送付されます。

なお、12月1日までに制度に加入し、被保険者証をお持ちの方については、被保険者証の記載の期限まで使用することができますが、紛失や破損した場合は、市町村担当窓口で申請すれば、令和7年7月31日までは、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が発行されます。

【資格確認書】



- ・資格確認書は、はがきサイズで、上質紙・白色です。
- ・有効期限は、令和7年7月31日までです。
- ・現在の被保険者証の資格情報に加えて、高額療養費限度区分などの情報が記載されます。
※新たに制度に加入された方など、高額療養費限度区分等の記載がない方については、窓口税務課で申請が必要です。
- ・医療機関等の受付窓口で提示していただくことで被保険者証と同様に受診等が可能です。

●マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を利用すると、医療費の自己負担額が安くなる、申請をしなくても高額療養費制度にのける限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

問い合わせ先：窓口税務課 ☎66-2405



国民健康保険制度のお知らせ

国の法改正により、12月2日をもって、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。そのため、従来の保険証は新規や再発行ができなくなります。ただし、令和6年12月1日時点でお手元にある保険証については、保険証に記載のある有効期限まで使用することができます。

12月2日以降でも、国民健康保険に新規に加入する方や資格を喪失する方は、従来通りの窓口での手続きが必要になります。

●マイナ保険証をお持ちでない人

従来の保険証に代わる「資格確認書」を役場から送付します。この確認書を医療機関等の窓口で提示して、受診してください。

●マイナ保険証をお持ちの人

マイナ保険証を利用して受診してください。ご自身の被保険者資格を把握できるように、「資格情報のお知らせ」を役場から送付します。

(ご注意) マイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」の両方を医療機関等の窓口で提示して、受診してください。(「資格情報のお知らせ」だけでは受診することはできません)

問い合わせ先：窓口税務課 ☎66-2405



坂祝町高等学校就学準備等支援金のご案内

家庭においてお子様の中学校卒業後の進路を検討するにあたって、進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図るため、「中学校3年生の児童の保護者等に対し、対象児童1人当たり3万円」を支給いたします。

支給の対象となる児童：平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれで、9月30日現在で町内に住民登録がある児童

支給対象者：対象児童を監護し生計を同じくする保護者(原則、父母または同居の祖父母) ※その他、対象児童が委託された里親・ファミリーホーム事業者、対象児童が入所している児童養護施設等の設置者も支給対象となる場合があります。

支援金の額：児童1人につき、3万円を支給

申請方法：対象者に対し、11月上旬に支援金のご案内・申請書等を送付しますので、必要事項を記入のうえ、提出または返送してください。

提出・返送先：こども課(中央公民館内)

支給時期：第1回目の締切りは12月6日で年内に支給を予定しております。最終締切りは令和7年1月31日です。締切りを過ぎると支給ができませんのでご注意ください。

問い合わせ先：こども課(中央公民館内) ☎66-2410



95歳の長寿を町長がお祝い

伊藤町長が10月2日(水)に95歳のお誕生日を迎えられた尾藤久江さんの長寿をお祝いしました。

伊藤町長は「95歳おめでとうございます。季節の変わり目ですので、体調に気をつけてお過ごしください。5年後もお会いできるのを楽しみにしております。」とお祝いの言葉をかけていました。

